

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、三次圏都市計画道路三・六・一一〇号下新町南畑敷線、三・五・一〇一号三次駅前線、三・六・一〇七号太才中所線、三・四・一一七号上原願万地線を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日まで広島県に意見書を提出することが出来る。

平成二十三年十月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画の種類及び名称

三次圏都市計画道路三・六・一一〇号下新町南畑敷線

三・五・一〇一号三次駅前線

三・六・一〇七号太才中所線

三・四・一一七号上原願万地線

二 都市計画を定める土地の区域

三次市十日市中一丁目、十日市中二丁目、十日市中三丁目、十日市中四丁目、十日市東

一丁目、十日市東二丁目、十日市東三丁目、十日市東四丁目、十日市東五丁目、南畑敷町、

三次町

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県都市局都市政策課、三次市建設部都市整備課

四 縦覧期間

平成二十三年十月十七日から平成二十三年十月三十一日まで